町政の理解を深めるキーワード　「臨時財政対策債」

「町の借入金」である地方債。その地方債について予算審査で質疑を行いました。

美瑛町の地方債の総額は平成２９年度以降、右の表のように徐々にその残高を減らしています（R２年度以降は見込み）。町の財政運営計画に基づいて、将来世代への負担を増やさないようにしていることがうかがえます。

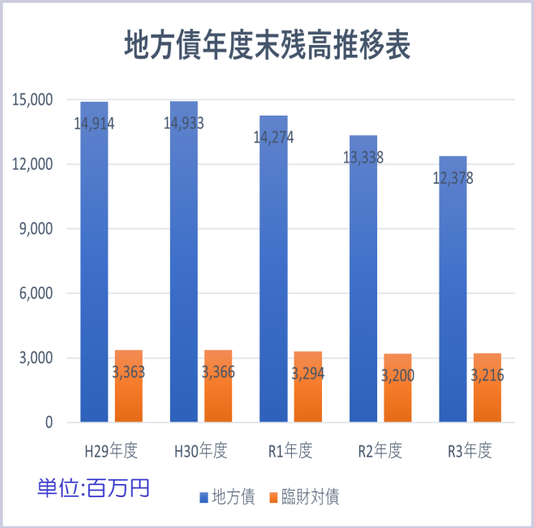

しかし、**「臨時財政対策債」**と呼ばれる借入金は直近では微増となります。この地方債は、地方交付税の国の財源不足などを受け、一時的に地方自治体が国の代わりに借金する仕組みとして導入された町の借入金と言えます。

返済のための資金は、20年から30年間に分割され、毎年、国から交付されます。多くの自治体が、今後、本格的な返済の時期を迎えることになります。この借入金は、平成13年に発行されるようになりました。当初、平成13年度から15年度までの間に限るとされていましたが、臨時が臨時でなくなり以降3年ごとの延長が行われ現在に至っています。

全国知事会や全国町村会からも、臨時財政対策債は地方公共団体の財政硬直化をもたらす要因となり、将来世代に負担を先送りするため、新規発行を取りやめるとともに、過去に発行した分の償還を進めることで、残高を縮減できるようにすることや、 廃止をして地方交付税の法定率の引上げ等により、地方交付税本来の姿を回復すべきだとの意見もあります。

予算審査特別委員会では、この臨時財政対策債に限らず、地方債全般の残高について、財政運営計画に基づいて適切に管理していくという趣旨の答弁がありました。

財源あってはじめて町は事業を行うことができます。事業によっては、実はこの「臨時財政対策債」のような町の借入金が財源になっていることがあります。財政を理解することはなかなか難しいのですが、持続可能な財政運営のために今後も地方債の推移を注視していきます。

☆☆☆次号の予告☆☆☆

はじめての町政報告となりました。しばらくの間、試行錯誤をしながら続けていくことになると思いますが、定期で発行したいと考えています。

次号は、５月を目標に発行する予定です。今考えているテーマは、「検討の意味と実現性」についてです。よく答弁で「検討します」とありますが、そのあとはどうなっているのか？難しいテーマではありますが、これまでの質問を振り返りながら検討をしてみます(笑)。そして今の最大の悩みは、この町政報告どう配ろうかということです。新年度に発行しようと思いながら、配布については考えていませんでした。また、ホームページにもアップはしますが、ご覧になる方がどの程度いらっしゃるのか不安でもありますが、興味関心を持っていただけるように発行いたします。ご意見やご希望などありましたら、お気軽に皆様の声をお寄せください。

令和３年度はじまる！　（予算総額１１８億５千万円※）

議会の月と言われている３月も終わり、令和３年度がスタートしました。ちょうど１ヵ月前になりますが、美瑛町議会は３月１日に開会し１９日に閉会しました。

議案はどれも重要ですが、令和３年度予算は、１６日から１８日までの３日間で開催された予算審査特別委員会（野村祐司委員長）の審議を経て、３月１９日の定例会４日目に可決成立しました。委員会では各議員から出される質疑に主に係長以上の担当者が答弁する形式をとります。美瑛の将来を背負うであろう若手がしっかりと答弁の準備をしてきます。私も事前に担当課へ勉強のために足を運んだり、予算書を精査し１５件ほど手を挙げました。

さて、定例会といえば一般質問。本定例会でも１０名の議員から１７に及ぶ質問が出されました。私も町長に対して３件の質問を行いました。町村議員なら誰もが持っている、「議員必携」という本があるのですが、そこには「政策に取り組み、政策に生きるべき議員にとって、一般質問は、最もはなやかで意義のある発言の場であり、また、住民からも重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動の場」とあります。

私は定例会毎に必ず一般質問を行うことを自らに課し、これからも続けていくつもりです。それは、議員として美瑛町の行財政全般にわたって執行機関（町長、教育長）に疑問点をただし、所信の表明を求めることが町民の皆様に利益につながると考えているからです。議員だけに与えられた「固有の権能」、発揮することが議員の務めと、これからもしっかりと取り組む所存です。今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

令和３年３月吉日　青田知史　拝

※一般会計予算　9,543百万円　特別会計521百万円　企業会計1,786百万円

公式ホームページ完成しました

私の町政報告と、日々の議会活動をお知らせするために、公式ホームページを作りました。この町政報告と合わせて町民の皆様と町政の情報を共有したいと考えています。またご意見や、ご要望などもありましたら、お気軽に声をお寄せください。

aota-tomofumi.com

←QRコードを読み取ることでホームページにアクセスできます。

第１号の内容

☆特集：一般質問を振り返る
♦ 令和３年第１回定例会
♦ これまでの質問
☆昼下がりのコラム
☆町政の理解を深めるキーワード
☆次号の予告

一般質問を振り返る（令和３年第１回定例会）

私がこだわる一般質問。先の定例会では次の３問を町長に質しました。

１．　持続可能な地域公共交通を目指した取り組みについて

２．　地域共生社会の実現につながる重層的支援体制整備事業の取り組みについて

３．　持続可能な除排雪対策事業の取り組みについて

質問のポイントです。

1については、事業者とともに地域公共交通計画を作って、町としても新しい交通システム（デマンド型交通など）を考えていきませんか？そうすることで誰もが便利に外出できるようになるのでは？と考えて質問しました。以前、シニアボランティアの代表の方から、「大きなバスで町内各所を回るのも必要かもしれないけど、もう少し小回りがきいて家の前まで来てくれるようにならないかな」との話をいただいてました。その思いも胸に登壇し質問いたしました。

2は、地域共生社会の実現は大事な町の仕事ですが、国が出した新たな事業を町としてどう考えていくのか、また福祉的なまちづくりに今後どのように取り組むのか。事業実施には課題もあるのですが、一番大事なのは「人」だという認識のもとに町長の考えを質しました。

３の質問は、多くの町民の皆様からも寄せられた声をもとに、気象台に調査に足を運んだり、国の動き（除雪対策費の臨時特例措置など）も注視しながら質問を組み立てました。町民の皆様の思いを伝え町内除雪の課題について執行側と認識を共有し、次年度以降につながる仕組みづくりを求めました。

これまでの一般質問（令和元年第４回定例会から令和３年第１回定例会までの約２年間）

1，持続可能なまちづくりのために
2，持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）について
3，宿泊税の導入プロセスと宿泊業界への影響について
4，上川中部定住自立圏形成協定の現状と、定住自立圏共生ビジョンの見直しについて。
5，持続可能な地域づくりのために必要な美瑛高校魅力化について
6，美瑛町未来カルテ（Opossum）に基づく将来予測について
7，美瑛町水道事業経営戦略について
8，ふるさと納税制度を効果的に町政に活かす施策展開について
9，ニューノーマル（新常態）を見据えた町政運営について
10、町の持続的発展を支える内部統制体制構築の取り組みについて
11、策定に向けて動き出した自治基本条例について
12，マイナンバーカードの普及促進と利活用の考え方について
13，過渡期にある指定金融機関制度について
14，町民のさらなる健康増進のための施策展開について
15，スポーツ振興の課題と多様化について
16、持続可能な地域公共交通を目指した取り組みについて
17，地域共生社会の実現につながる重層的支援体制整備事業の取り組みについて
18，持続可能な除排雪対策事業の取り組みについて

緊 急 質 問

新型コロナウイルスに関する美瑛町単独の経済対策について

残された任期の２年間も町民の皆様の利益につながるような質問を心がけます！

一般質問を振り返る　町長の答弁

答弁は担当課で作成し、必ず町長が目を通して、時に加筆修正するなどして議会に臨んでいるそうです。ここでは再質問に対しての答弁も含めて要約したうえで記載しています。

１．計画の必要性は認識し、広域の計画策定を進めるために北海道に参加の意向を伝えています。地域の公共交通を守るために町としても協力や支援を行うとともに、町民ニーズに配慮しながら新しい地域交通システムについて検討します。

2.　これまでも役場組織一体となって、地域共生社会実現のために町民の支援ニーズに向き合って対応してきました。これからも共生社会の実現のために課題を整理しながら努めていきます。　専門職の採用も予定しており、相談体制などの機能強化に努めます。

3.　これまで冬期間の安全な道路交通環境の確保に努めてきました。要望や課題としては、本年度に発生した急激な気象変化による、除排雪作業など早急な対応が必要となる要望がありました。従事者の確保や流雪溝の運用などについても課題があると認識しています。その解決に向けて関係機関などと協議を進め、国に対して臨時の除雪対策費（※）を求めながら、ICT導入による業務の円滑化についても検討していきます。

私の行った質問が令和３年度でどのように町政に反映されるか、また、これまでの質問に対して答弁の中で「検討」された事案がどうなったか、次号以降で追跡調査をしていく予定です。

※平成２９年度の大雪の際には、臨時特例措置として国から７百万円交付されましたが、令和２年度についても、同様な措置が行われ１１百万円が交付されています。

昼下がりのコラム「行政の無謬性（むびゅうせい）」

あるオンライン研修で、この言葉を聞きました。難しい言葉だなと調べると、「謬」という字などなかなか普段の生活では接しない難しい字ですが、読み方も意味も誤ると同じ。無謬性の意味ですが、「間違いを犯さない性質や前提」のことだそうです。

講師の説明では、もともと行政は法の執行するだけが本来的な仕事で、間違わない前提だったそうです。しかし高度成長をへて、公害や教育問題など様々な課題を抱えるようになり、また世の中が複雑化していくことで、行政も当たり前に間違いを犯すようになったとか。

完璧な人間なんていないわけですし、組織も人の集まりです。ということは組織も間違いを犯すこともあると考えるのが当然だろうと思いながら、その講師の話を聴いていました。厚生労働省の官僚でさえ遅くまで大人数の送別会をやって懲戒処分されていますからね。その行為を認めるわけではありませんが、官僚も人間、間違えることもあるということを証明してくれました。

しかし、人は為政者に無謬性を求め、その結果「間違いのない為政者」を生み出し、全体主義をもたらすこともあるとか。間違いに寛容であるつもりはありませんが、逆に「可謬性」も想定しながら議員として行政に向き合う必要もあるのだろうと年度末に思いました。

さあ新年度は、私も自分自身の可謬を想定しつつ、出来る限り無謬をめざします。